

公示

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数） 変更事前届出について

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について、下記のとおり取扱基準を定めたので、公示する。

平成14年1月30日

中部運輸局岐阜陸運支局長 小沢 亮一郎

記

1. 事前届出書の様式及び添付書類

- (1) 事前届出書の様式は別紙1とし、次に掲げる書面を添付するものとする。
- ① 既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容余力（余裕面積））を示す書面
 - ② 営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
 - ③ 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には、車両の収納状況を示す平面図等の書面
 - ④ 当該届出が増車の届出である場合には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書類（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）
 - ⑤ 特定自動運行旅客運送を行う場合には、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面

2. 事前届出書の提出時期及び提出先

変更実施予定日の7日前までに当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出させるものとする。

3. 事前届出書の受理等

届出書の受理に当たっては、1の添付書類の有無を確認するとともに、以下のいずれかに該当することとなる場合には、道路運送法第31条第1号の規定に基づき、事業の改善命令の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指

導することとする。

- (1) 当該届出が増車の届出であって、届出者が当該届出に係る営業所における一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法及びこれに基づく命令の違反により輸送施設の停止以上の処分を受け、増車実施予定日において当該処分期間が終了していないとき。
- (2) 営業所ごとに、配置車両数によって義務づけられる人数以上の有資格の運行管理者が選任されていないと認められるとき。
- (3) 特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及び配置場所が輸送の安全の観点から適切でないと認められるとき。

4. 事業計画変更認可の取扱い

当該届出が増車の届出である場合であって、既に認可を受けた自動車車庫の収容能力では、事業用自動車のすべてを収納することができないと認められるときは、事業計画変更（車庫の収容能力の変更及び事業用自動車の数の変更）認可申請を行わせるものとする。

付則

この公示は、平成14年2月1日以降に届出のあったものから適用する。

付則（平成17年4月28日岐運支局公示第1号一部改正）

この公示は、平成17年4月28日以降に届出のあったものから適用する。

付則（平成18年9月28日岐運支局公示第7号一部改正）

この公示は、平成18年10月1日以降に届出のあったものから適用する。

付則（令和8年1月19日付け岐運支局公示第28号一部改正）

この公示は、令和8年1月19日以降に届出のあったものから適用する。